

令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業

業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、やまがた観光キャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）が実施する令和8年度山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業業務委託について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務に関する事項

(1) 業務名

令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業

(2) 目的

本県の観光入込者数は、冬季に減少し、夏季（7月～9月）をピークに春季から徐々に増加する傾向にあることから、夏季に向けて観光需要が高まりはじめる3月から5月までの期間に更なる需要喚起を図ることにより、誘客と観光消費の拡大を加速させが必要である。

そのため、デジタル媒体やリアル媒体の様々な手法を組み合わせた多角的な情報発信によるプロモーションや宿泊喚起施策、周遊促進企画を実施することにより、本県の3月から5月の春の観光コンテンツを訴求するとともに、本県の認知度向上及び消費行動を誘引し、誘客拡大、観光客の周遊促進及び観光消費額の拡大を図る。

(3) 業務内容

「業務委託基本仕様書」のとおり。（以下「仕様書」という。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年6月30日（火）まで

(5) 提案上限額

①令和7年度業務の提案上限額 3, 850千円（消費税及び地方消費税を含む）

②令和8年度業務の提案上限額 8, 635千円（消費税及び地方消費税を含む）

①+②=12, 485千円

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

② 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

③ 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める山形県競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者は、滞納がないものと看做す。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

（ア）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

であること。

- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出期限までに所定の書類が協議会に提出されない又は書類が整わなかつたとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が実施要領等で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があつたとき
- ⑤ 見積金額が協議会の提示する提案上限額を上回るとき

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） 1部

（添付書類）

※1 「類似業務の実績」の記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し各1部

※2 会社概要等がわかるパンフレット等 8部

※3 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各1部

※4 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。次のア及びイ各1部

ただし、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 山形県税

山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から3箇月以内のもの。）注：山形県内の事業所の有無を問わず証明書の提出が必要

イ 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウィルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書に代えることができる。

※5 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号） 1部

※6 社会保険・労働保険加入状況一覧表 各1部

「令和7・8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」（様式第4号）

（添付書類）

・社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入状況が確認できる書類の写し（※健康保

険と厚生年金保険の加入状況が異なる場合は、各々における添付書類を提出すること)

- ・労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の加入状況が確認できる書類の写し

※7 ※3～6の書類については、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※8 ※3～6に定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

③ 企画提案書（任意様式）8部

- ・企画提案書の提出は1者1案とする。
- ・企画提案書はA4判（片面印刷）の20頁以内（表紙を含む）とし、ダブルクリップで綴じること。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。白黒、カラーは問わない。
- ・企画提案書には、仕様書を踏まえ下記の事項を以下の順番で記載すること。
 - (ア) 基本コンセプト
 - (イ) 目標指標、効果測定方法
 - (ウ) 企画内容
 - ・出稿する広告の種類、広告方法、デザイン案
 - ・宿泊者向けプレゼント企画の運用方法
 - ・スタンプラリー企画の運用方法
 - ・宿泊者向けプレゼント企画応募カード・チラシのデザイン案
 - ・実施スケジュール（令和7年度、令和8年度ごと）
 - (エ) 本業務に係る受託体制（組織体制、統括責任者及び業務従事者）
 - (オ) 見積書（任意様式）
 - ・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
 - ・当業務にかかる企画費、人件費、製作諸費、諸経費等、必要と見込まれる経費はすべて計上すること。
 - ・見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消費税抜き金額を明記すること。
 - ・見積書には令和7年度の業務に係る経費、令和8年度の業務に係る経費を分けた記載すること。

④再委託事業者の事業者概要書（再委託がある場合）（様式第5号）

（2）提出期限

① 参加申込書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）

令和8年2月12日（木）午後5時

② 企画提案書、再委託事業者の事業者概要書（再委託がある場合）（様式第5号）

令和8年2月19日（木）午後5時

（3）提出先

「9 担当」～提出すること。

（4）提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録の証跡が残る方式に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

4 企画提案書作成等に関する質問・問い合わせについて

（1）企画提案書に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第6号）」

により行うこと。

- (2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業業務委託への問合せ」として、「9 担当」あてに送信すること。
- (3) 質問書の受付期間
令和8年2月12日（木）午後5時までとする。
- (4) 質問書への回答
質問書への回答は、公募型プロポーザル参加業者すべてに、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。
電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受けない。

5 最優秀提案者の決定について

- (1) 審査方法、選定方法等
 - ・ 提案者は、協議会が設置する「令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、企画内容についてプレゼンテーションを実施する。詳細は提案者あて別途通知する。ただし、場合によっては書類審査とすることもある。その場合は、別途提案者あて連絡する。
 - ・ 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。
 - ・ 協議会は審査会を経て、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を決定する。提案者が一者のみの場合でも審査員評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。なお、提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (2) 審査会の開催
期日 令和8年2月下旬（予定）
※開催日時及び場所等の詳細は別途提案者あて連絡する。
- (3) プrezentationの実施方法
 - ① 時間は1者20分（プレゼンテーション10分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
 - ② 出席人数は1者3名以内とする。
 - ③ プrezentation当日の追加資料の配布は認めない。説明資料は、上記3（1）③により事前に提出された企画提案書に限定する。
- (4) 審査基準
各提案者によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1者を選定する。ただし、審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上あることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
 - ① 企画の基本コンセプトについて（20点）
 - ・ 事業の目的について十分に理解されているか。
 - ・ 事業の進捗及び成果が客観的に管理・評価できる目標指標を設定し、定量的に効果測定と検証・分析を行う方法を示しているか。
 - ② 企画提案の内容について（60点）
 - ・ ターゲットに対し適切な媒体を活用し、効果的な配信やプロモーションを実施することで、本県の認知度向上、誘客促進、旅行者の消費額の増加に繋がる情報発信を行う内容となっているか。
 - ・ 情報発信期間である3月～5月ならではの本県の美食・美酒や温泉、歴史・文化、自然・絶景、山岳、花といった観光資源を織り込み、本県観光の魅力を訴求する内容となって

いるか。

- ・宿泊者向けプレゼント企画の実施にあたり、応募者にとってわかりやすい応募方法となつており、本県での宿泊需要を喚起できるような提案ができているか。
- ・スタンプラリー企画の実施にあたり、実施期間ならではの県内の魅力あるスポットを設定し、県内での周遊が促進できるような提案ができているか。
- ・宿泊者向けプレゼント企画の応募カード・チラシ制作にあたり、ターゲットに対し訴求できるデザインで、宿泊者向けプレゼント企画やスタンプラリー企画の内容がわかりやすく表現された提案となっているか。

(3) 一般評価 (20 点)

- ・業務受託体制及びスケジュールは適切か。
- ・見積額の積算内容が妥当か。また、内容と比較して経済的な見積額となっているか。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、選定または非選定の別を審査会の翌日以降に文書で通知する。

6 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

最優秀提案者を優先交渉者とし、協議会と最優秀提案者で協議を行い、予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかつた場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約書の作成

協議会と受託候補者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、必要に応じて前払いをすることができる。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、協議会と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 令和8年2月下旬
- (2) 審査結果の通知 令和8年2月下旬
- (3) 契約締結 令和8年2月下旬

8 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。
- (2) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- (5) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (6) 企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに書面にて申し出ること。
- (7) 発注者は、令和8年度において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、令和8年度分における契約の変更又は解除に向けた手続きを行うことがある。
- (8) 募集及び契約については、協議会の都合により中止する場合がある。

9 担当

やまがた観光キャンペーン推進協議会事務局
(山形県観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 観光プロモーション担当)
住所：〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
電話：023-630-3362
E-mail: ykanko#pref.yamagata.jp
※上記「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。